国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 7 年 7 月 7 日
東 北 地 方 整 備 局

水辺から石巻市中心市街地をもっと元気に！

～宮城県内で2例目となる、「都市・地域再生等利用区域」を指定しました～

東北地方整備局は、石巻市からの要望を踏まえ、旧北上川石巻市中央地区を、名取川閖上地区に続き宮城県内では２例目となる、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」に本日付けで指定しました。

石巻市では、東日本大震災からの復旧復興事業において整備された、まちづくりと堤防整備が一体となった石巻市中央地区の利活用について検討を進めて参りました。今回「都市・地域再生等利用区域」の指定を行うこと（河川空間のオープン化）により、民間事業者によるオープンカフェや物品販売、イベント開催などの営業活動が可能となり、より魅力的な水辺の創出が期待されます。

《 添付資料 》
【別添1】 都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）指定計画概要
【別添2】 都市・地域再生等利用区域制度の概要

《 発表記者会 》
＜宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門紙記者会＞

《 問い合わせ先 》

国土交通省 東北地方整備局 河川部

宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎 B 棟
電話：022－225－2171（代表）

水政課 課　　長 檀浦 智正（だんうら ともまさ） 内線：3551
水政課 課長補佐 粕谷 慎平（かすや しんぺい） 内線：3553

【別添1】

計画概要

石巻市では、平成23年3月に発生した東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた石巻市中央地区の復興に向け、「石巻市中心市街地活性化基本計画」及び「かわまち交流拠点整備事業基本計画」を策定。まちづくりと堤防整備を一体で進めることにより賑わいのある水辺空間を創出し、新たな市民の憩いの場、観光・交流拠点として位置づけています。

この新たに整備された石巻市中央地区の堤防部等を、都市・地域再生等利用区域に指定することで、オープンカフェや物品販売、商業イベントの開催など民間事業者による営業が可能となり、当該地区に隣接する「いしのまき元気市場・食堂」や「石ノ森萬画館」をはじめとする他の観光資源とも連携し、石巻市中央地区の更なる観光振興及び地域活性化が期待されます。

＜主な利用計画＞

① 堤防天端などを利用した各種イベントの実施

② コンテナハウスによる出店

＜都市・地域再生等利用区域指定範囲＞



＜参考：昨年度実施したイベント＞



5月3~5日 かわべで LIVE



8月10日 かわべでシアター

【別添2】

都市地域再生等利用区域の制度概要

＜制度の概要＞

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになる。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】
広場、イベント施設、船着場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）、 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー

